

## 生命保険金請求権と民法第九〇三条の特別受益性

緒方直人

### 一 はじめに

生命保険契約において、被相続人が自己を被保険者及び保険契約者とし、保険者との間で共同相続人中の特定の者を保険金受取人とした場合、その保険金請求権をめぐり―①生命保険金請求権又は死亡保険金は相続財産に当たるか、②相続財産に当たらないとしても、民法九〇三条の特別受益財産として遺産総額への持戻しの対象となるか、③遺留分算定の基礎に算入され、遺留分減殺の対象となるか（民一〇四四条、九〇三条）④持戻しの対象となり、又は遺留分算定の基礎に算入される額を決定する基準はなにか―といった問題が論じられてきた。筆者は先に②の論点に関して、名古屋高裁平成一八年三月二七日決定（平一七年（ラ）一四六号 遺産分割審判に対する即時抗告事件）〔家裁月報五八巻一〇号六六頁―取消・変更（確定）〕と大阪家裁堺支部平成一八年三月二二日審判（平一六年（家）第五七四号、第一九〇〇号 遺産分割及び寄与分を定める処分申立事件）〔家裁月報五八巻一〇号八四頁―五七四号認容、一九〇〇号却下（確定）〕の二事件を紹介する機会を得た<sup>1)</sup>。本稿は、その際、②の論点に関して、十分に論じ尽くせなかつた点を中心としてこれを論じ、その前提として①の論点に、さらに、②との関連で③および④の論点にも言及する。

## 注

(一) 緒方直人「生命保険金の特別受益性を肯定した事例と否定した事例」民商法雜誌一三六卷六号七六二頁。

## 二 生命保険金請求権又は死亡保険金は相続財産に当たるか

生命保険金請求権又は死亡保険金が相続財産に当たるかについては、これを保険金受取人の固有財産とするのが判例である。判例は、養老保険契約において被保険者死亡の場合の保険金受取人が単に「被保険者死亡の場合はその相続人」と指定された事案において、「保険金受取人としてその請求権発生当時の相続人たるべき個人を特に指定した場合には、右請求権は、保険契約の効力発生と同時に右相続人の固有財産となり、被保険者（兼保険契約者）の遺産より離脱しているものといわねばならない。」と判示する。特段の事情のないかぎり、右指定は、被保険者死亡の時における、すなわち保険金請求権発生当時の相続人たるべき者個人を受取人として特に指定したいわゆる他人のための保険契約と解することができるというのがその理由である<sup>(1)</sup>。

学説上、生命保険金（請求権）が受取人の固有財産であり、遺産を構成しないと一点では、その理由付けは別として異論を見ない。通説は生命保険金契約が第三者のためにする契約であることを論拠とする<sup>(2)</sup>。大森忠夫教授は次のように述べる<sup>(3)</sup>。

「第三者のための契約の理論構成について」今日では、契約当事者間の第三者のためにする契約によって第三者は直接に諾約者に対して権利を取得するのである、と解する直接取得説もしくは創造説が通説であることは多言を要しない。右のような意味において、受取人の有する保険金請求権そのものは、一旦契約者に属した権利を契約者から譲受けて承継的

に取得したのではなく、他人のためにする保険契約により受取人が直接的に取得したものであり、その意味で受取人固有の権利である、といわなければならない。」

固有権説を採った場合、①「保険金請求権は、持戻ないし遺留分の算定に際していかに扱われるべきか。」、②「保険金請求権は、相続債権者のための責任財産となるか。」の論点に対して、論理的にはこれらを否定することになるはずである。しかし、固有権説の立場を採る大森教授は、①に関して、契約者と受取人との実質関係においては、受取人指定行為には遺贈と同視すべき財産無償処分としての実質関係が認められる場合が多く、このような場合は契約者の死亡当時における解約価格に相当する金額を贈与又は遺贈とみなして持戻ないし遺留分減殺の対象となるとする（遺留分減殺については相続開始前一年以内の保険料支払いによって増加した解約価格分）。②についても同様に、解約価格に相当する部分については実質上被相続人からの遺贈によって取得したものと同視すべきであり、その限度において被相続人の債権者のための引当となるべきものと解する<sup>(4)</sup>。

この論理の不徹底さを突いて提唱されたのが「対価説」である。次のような批判が展開される<sup>(5)</sup>。山下友信教授は判例通説の右①及び②の結論には賛同しつつ、理由付けを批判する。対価説は第三者の権利取得の実質的根拠を、対価関係という法律関係に求め、第三者と要約者の利害関係人の利害調整は、対価関係に即してなされるべきであるとする。このように捉えることによってのみ、通説が特別受益の持戻しや遺留分減殺について生命保険金請求権の固有権性の例外を認めることで導く結論に理論的正当性を付与できるとする<sup>(6)</sup>。この問題は、四で再度取り上げる。

注

(1) 最高裁昭和四〇年二月二日第三小法廷判決（民集一九卷一号一頁）。

(2) 中川善之助・泉久雄『相続法 第四版』（有斐閣二〇〇〇）二〇六頁。

(3) 大森忠夫「保険金受取人の法的地位」(大森忠夫・三宅一夫「生命保険契約法の諸問題」)(有斐閣一九五八) 四七頁。

(4) 大森・同書五九一六〇頁。

(5) 山下友信「生命保険金請求権取得の固有権性 二・完」民商法雑誌八三卷四号五七四頁以下。

(6) 山下・同五七四—五七五頁。

### 三 生命保険金請求権の特別受益財産性↪関連判例の流れと分析↪

次に第二の論点である生命保険金請求権又は死亡保険金は、民法九〇三条の特別受益財産として遺産総額への持戻しの対象となるかについて、関連判例の流れを追って検討する。

(一) 最高裁第二小法廷平成一六年一〇月二十九日決定<sup>1)</sup>(以下、平成一六年最高裁決定として引用する)

関連裁判例は、平成一六年最高裁決定が出るまで、生命保険金請求権又は死亡保険金を、民法九〇三条の特別受益財産として遺産総額へ持戻すことを肯定する裁判例と否定する裁判例に分かれ拮抗していたが、否定例が優勢となる傾向が見えたとされていた<sup>2)</sup>。そこで、まず平成一六年最高裁決定を検討し、次に本決定に至る裁判例の流れを見るため、関連判例を時系列的に検討する。

#### ①平成一六年最高裁決定

対立する下級審判断に対し、最高裁判所として初めての判断を示したものである。

#### 【事実の概要】

1 本件は、AとBの各共同相続人である原告人(X<sub>1</sub>、X<sub>2</sub>、X<sub>3</sub>)らと相手方Yとの間におけるそれぞれの被相続人の遺産

の分割等申立て事件である。

Xら及びYは、いずれもAとBの子である。Aは平成二年一月二日に、Bは同年一〇月二九日にそれぞれ死亡した。Aの法定相続人はB、Xら及びYであり、Bの法定相続人はXら及びYである。

本件において遺産分割の対象となる遺産は、Aが所有していた各土地（以下「本件各土地」という。）であり、その平成二年度の固定資産税評価額は合計七〇七万七二〇〇円、第一審における鑑定結果による平成一五年二月七日時点の評価額は合計一四九万円である。

A及びBの本件各土地以外の遺産については、Xら及びYとの間において、平成一〇年一月三〇日までに遺産分割協議及び遺産分割調停が成立し、これにより、Yは合計一三八七万八七二七円、X<sub>1</sub>は合計一九九万六一一三円、X<sub>2</sub>は合計一二二二万四九九八円、X<sub>3</sub>は合計一四四一万七七九三円に相当する財産をそれぞれ取得した。なお、Xら及びYは、本件各土地の遺産分割の際に上記遺産分割の結果を考慮しないことを合意している。

Yは、AとBのために〇市内の自宅を増築し、AとBを昭和五六年六月ころからそれぞれ死亡するまでそこに住まわせ、痴呆状態になっていたAの介護をBが行うのを手伝った。その間、Xらは、いずれもA及びBと同居していない。

Yは、次の養老保険契約及び養老生命共済契約に係る死亡保険金等を受領した。

① 保険者をC保険相互会社、保険契約者及び被保険者をB、死亡保険金受取人をYとする養老保険（契約締結日平成二年三月一日）の死亡保険金五〇〇万二四六五円

② 保険者をD保険相互会社、保険契約者及び被保険者をB、死亡保険金受取人をYとする養老保険（契約締結日昭和三年一月三〇日）の死亡保険金七三万七八二四円

③ 共済者をE農業協同組合、共済契約者をA、被共済者をB、共済金受取人をAとする養老生命共済（契約締結日昭和五年七月五日）の死亡共済金等合計二一九万四七六八円（入院共済金一三万四〇〇〇円、死亡共済金二〇六万〇七六八

円)

原告人らは、右記上記①～③の死亡保険金等が民法九〇三条一項のいわゆる特別受益に該当すると主張した。

原審（大阪高決平一六・五・一〇）（下記裁判例⑮）は、右死亡保険金等について持戻しを否定した上、本件各土地を相手方の単独取得とし、相手方に対し原告人ら各自に代償金各約二八七万円の支払を命ずる旨の決定をした。

【裁判理由】

平成一六年最高裁決定は、養老保険契約に基づき保険金受取人とされた相続人が取得する生命保険金請求権又はこれを行行使して取得した死亡保険金は、「その保険金受取人が自らの固有の権利として取得するものであって、保険契約者又は被保険者から承継取得するものではなく、これらの者の相続財産に属するものではない」、「被保険者が死亡した時に初めて発生するものであり、保険契約者の払い込んだ保険料と等価関係に立つものではなく、被保険者の稼働能力に代わる給付でもないものであるから、実質的に保険契約者又は被保険者の財産に属していたものとみることができない」として、「民法九〇三条一項に規定する遺贈又は贈与に係る財産には当たらない」としながら、「もっとも、上記死亡保険金請求権の取得のための費用である保険料は、被相続人が生前保険者に支払ったものであり、保険契約者である被相続人の死亡により保険金受取人である相続人に死亡保険金請求権が発生することなどにかんがみると、保険金受取人である相続人とその他の共同相続人との間に生ずる不公平が民法九〇三条の趣旨に照らし到底是認することができないほどに著しいものである」と評価すべき特段の事情が存在する場合には、同条の類推適用により、当該死亡保険金請求権は特別受益に準じて持戻しの対象となると解するのが相当である（傍点筆者）。と判示した。特段の事情の有無については、「保険金の額、この額の遺産の総額に対する比率のほか、同居の有無、被相続人の介護等に対する貢献の度合いなどの保険金受取人である相続人及び他の共同相続人と被相続人との関係、各相続人の生活実態等の諸般の事情を総合考慮して判断すべきである。」と判示する。その上で、「これを本件についてみるに、前記①及び②の死亡保険金については、その保険金の額、本件で遺

産分割の対象となった本件各土地の評価額、前記の経緯からうかがわれるBの遺産の総額、原告ら（Xら）及び相手方（Y）と被相続人らとの関係並びに本件に現れた被告ら及び相手方の生活実態等に照らすと、上記特段の事情があるとはまではいえない。したがって、前記①及び②の死亡保険金は、特別受益に準じて持戻しの対象とすべきものということではない。」と判示した（③の死亡共済金等については、共済金受取人をAとするものであるもので、その死亡共済金等請求権又は死亡共済金等については、民法九〇三条の類推適用について論ずる余地はないとされた。）。

右に見たように、平成一六年最高裁決定は、生命保険金請求権の民法九〇三条の特別受益性を原則として否定するのであるが、特段の事情が存する場合には民法九〇三条の類推適用の可能性を示すものであった。本決定は特段の事情を認めなかったため、具体的にどのような場合に特段の事情が認められるか、また、「特段の事情」の有無に関して、考慮要素として示された（i）保険金の額、（ii）保険金額の遺産総額に対する比率、（iii）同居の有無、被相続人の介護等に対する貢献の度合いなどの保険金受取人である相続人及び他の共同相続人と被相続人との関係、（iv）各相続人の生活実態等、これらの各考慮要素の相互関係をめぐり、議論の分かれるところであった。この点については、総花的に諸事情を考慮するのではなく、右の判断基準（i）及び（ii）を基本として、これに諸事情を併せて考慮することになるといって説が最高裁調査官から提示されていたが<sup>③</sup>、保険金受取人である相続人とその他の共同相続人との間に生ずる不公平が民法九〇三条の趣旨に照らし到底は認めることができなほに著しいものであると評価すべき特段の事情が、どのような場合に認められるかについても判断の分かれるところであった。

（二）平成一六年最高裁決定前の裁判例の分析

以下、平成一六年最高裁決定に至るまでの裁判例の流れを概観する。

②新潟家裁昭和三十六年二月二日審判<sup>4</sup>（特別受益性・肯定）

遺産分割の基準に関する裁判例として家庭裁判月報に収録された東京高裁昭和三十七年四月二四日決定の原審である。「相手方Tは被相続人の死亡により生命保険金（簡易保険五〇、〇〇〇円、および第一生命保険一〇、〇〇〇円）ならびにその配当金（簡易保険五、四〇〇円および第一生命保険二二四円）合計六五、六二四円を受領している。」として、生命保険金の合計額六〇、〇〇〇円を特別受益に含ましめている。千藤教授は特別受益性を肯定するための理由付けがない点に不満が残るとしているが<sup>5</sup>、本審判は相続開始時を基準として、遺産を妻の単独所有とし、他の相続人（子）に対する債務を妻に負担させたものであり、遺産分割方法を争って抗告された事案の原審である。理由付けが無いのもそのためであろうか。

③広島高裁岡山支部昭和四八年一〇月三日決定<sup>6</sup>（特別受益性・否定）

「〇〇生命保険相互会社〇〇支社の報告書によると、本件保険契約は被相続人が自己を被保険者、原告人Aを受取人と定めたものであることが認められるので、同原告人は固有の権利として生命保険金を取得したもので、遺産に含まれないし、保険契約の趣旨から特別受益とみるのは相当でない。」と判示する。原告人Aが受取人と定められていることから、Aの固有の権利であるとして直ちに特別受益性を否定する裁判例であり、その論理構造は単純である。

④大阪家裁昭和五一年一月二五日審判<sup>7</sup>（特別受益性・肯定）

「被相続人自身が契約し、相続人のうちの一人である相手方のみを受取人と指定している場合は、保険契約の効力として、支給された保険金は相手方の固有財産に属するものと考ええる。しかしながら、保険金請求権についても、相続人間の公平という見地から特別受益とみなして分割の際に考慮すべきである。但し、特別受益分として持戻すべき額は、保険契



約者であり保険料負担者である被相続人において、その死亡時まで払い込んだ保険料の、保険料全額に対する割合を保険金に乗じて得た金額とすべきものと考ええる。」共同相続人の一人である相手方だけを受取人とした場合、支給された保険金については受取人の固有財産としつつ、相続人間の公平という見地から特別受益として持戻しを認める。持戻し額については保険金額の修正説をとる。

⑤大阪家裁昭和五三年九月二六日審判<sup>⑧</sup>（特別受益性・原則肯定―個別否定）

共同相続人中、特定の相続人Eを生命保険金受取人と指定した事案である。このような場合は受取人として指定せられた者がその固有の権利として生命保険金を取得するものと解するのが相当であり、遺産ではないとした上で、次のように判示する。

「（以下傍点―筆者）にもかかわらず死亡退職金等（生命保険金を含む―筆者注）が遺産分割において民法九〇三条の特別受益性を云々されるのは、要するに共同相続人間の実質的公平という観点が強調されるがためにほかならない。そして、死亡退職金等が共同相続人の一人に帰属した場合、それを特別受益として考慮に入れないと、共同相続人間の実質的公平を欠くに至ることが多いと考えられるが、他方、逆に、相続人の地位（配偶者か、直系卑属か、直系尊属か、兄弟姉妹か）、共同相続人間の身分関係（配偶者と直系卑属か、配偶者と直系尊属か等）、被相続人と相続人との生活関係の実態（親疎、濃淡等）、相続人の遺産の形成維持に対する寄与の有無程度・態様、相続人各自の生活の現状等諸般の事情を勘案した場合、死亡退職金等を特別受益として考慮に入れることにより、かえって共同相続人間の公平を欠くに至る場合も考えられないわけではない。」とする。そこで、保険金受取人を配偶者と指定している場合には、死亡配偶者は自己の死後生存配偶者に対する生活保障を企図している場合が多いものと推測され、いずれの場合にも死亡退職金等は生存配偶者の生活保障の意義を有することが多いので、機械的、形式的にこれらを特別受益として持戻した場合には、具体的事情如何によ

つては、死亡退職金等の有する受給権者等の生活保障的機能を著しく減殺または没却する恐れがあると見て、次のように判示する。「共同相続人の一人が取得した死亡退職金等については、遺産分割審判において、原則として民法九〇三条に規定する遺贈に準じ、特別受益と考えるべきであるが、これらを特別受益とすることにより、共同相続人間の実質的公平を損うと認められる特段の事情のある場合には、特別受益性を否定するのが相当であると解すべきである。」

特別受益性原則肯定、個別的事情を勘案することにより否定することを可能とする立場である。死亡退職金と生命保険金を単純に同一視する点に問題が残るが、これ以前の裁判例の判断基準に比して、基準が複雑化し、判断の仕方も具体的事案に基づき、細やかになっている。この点、特徴的である。

#### ⑥ 東京家裁昭和五五年二月二二日審判<sup>9)</sup> (特別受益性・一般的に否定)

生命保険金が保険契約による受取人の固有の権利であることを前提とし、次に、特別受益性肯定説への批判が展開される。「(1) 申立人らの受け取つた生命保険金は、被相続人と保険会社との間の保険契約にもとづき申立人らが受取人として保険会社から給付を受けたものであり、文理上民法九〇三条所定の被相続人の生前贈与又は遺贈に当たらないこと、(2) 受取人である相続人が上記保険金のほかに相続分に応じた相続財産を取得しても、この結果は共同相続人間の衡平に反するものとはいえないのみならず、むしろ被相続人による相続分の指定など特段の意思表示がない限り、被相続人の通常の意思に沿うものと思われること、(3) 保険金が遺留分算定の基礎に算入されながらも減殺請求の対象にならないものと解され(上記保険契約は被相続人と保険会社との間の契約であり、減殺によりこれを失効させたとしても、生命保険金が相続財産に、又は減殺請求権者に帰属することにはならない)、その結果、他に贈与又は遺贈がないとき、遺留分侵害を受けながら減殺請求ができない場合が生ずることなどの諸点に照らすと、生命保険金請求権の取得が遺贈に類似した側面があるにしても、これを特別受益に当たるとする見解を採用することはできない。」

固有権説から直ちに特別受益性が否定されるのではなく、被相続人の意思解釈および遺留分減殺請求との論理的整合性が根拠とされ、従来の否定説より格段に論理的に精密である。

⑦東京高裁昭和五五年九月一〇日決定<sup>(10)</sup>（⑥の抗告審、特別受益性・一般的に否定）

原審⑥と同一（原審裁判理由に字句訂正を加えているのみである）。

⑧福島家裁昭和五五年九月一六日審判<sup>(11)</sup>（特別受益性・肯定）

「別表二のうち一の死亡退職金および三、五の各保険金は被相続人の死亡によつて発生した財産権であるので、被相続人の遺産を構成するものではなく、その取得者によつて原始取得されたものといえる。しかし、右各財産権の発生には被相続人の生存中その財産からのなんらかの出捐（被相続人の給料等からの退職金の積立て、保険掛金の支払）があるのでは右財産権の取得はその取得者における被相続人からの特別受益とみることができ」と判示する。

本審判の特別受益総額は、二二、三六六、二五九円となり、これを加えた遺産総額三八、三九〇、八一六円に占める割合は約五八パーセントと高額である。しかし遺産目録が省略されており、かつ死亡退職金と合算されているため、持戻された生命保険金の額も、持戻し額の算定根拠も不明である。

⑨宇都宮家裁栃木支部平成二年一二月二五日審判<sup>(12)</sup>（特別受益性・肯定）

生命保険金は受取人の固有財産であつて遺産ではないとしながら、「本件においては、各相続人の取得した生命保険金の額に著しい差があるがその合理的理由は明らかでないこと、特に相手方Aについては相手方Bと同じ医師でありながら著しい格差があり、相手方Aが他家に嫁いだことや相手方Bが被相続人Cの後継者であることを考慮しても不公平である

し、被相続人Cが、保険金受取人の指定及びその受取人の保険金額にことさらに配慮をしていたかも疑問であること、被相続人Cの職業、資産からみてその生前から相当の相続税が予想されるから、同人が、残された相続人の相続税に対する対策の趣旨で生命保険に加入した可能性も否定することはできないことを考えると、相続人の実質的公平という見地から、特別受益に準じて相続分算定に当たり考慮するのが相当である。」と判示する。

特別受益に準ずる額を幾らとするかについては、被相続人が死亡時まで払い込んだ保険料の保険料総額に対する割合を保険金に乗じた額（いわゆる、「保険金額の修正説」）とする。固有財産説に立ちながらも、共同相続人間の取得した生命保険金額に著しい差があることを実質的公平の見地から是正するために、特別受益性が肯定されている。

⑩長野家裁平成四年一月六日審判<sup>13)</sup>（特別受益性・肯定）

「上記保険金などは相手方の固有の権利と解するのが相当で、本件遺産には属さないものといえる。しかし、保険金請求権などは被相続人の死亡によって具体的な権利として発生するものであること、被相続人はその生存中保険掛金など何らかの出損をしていること、退職金は賃金の後払い的性質をも有しているものであることから、相続人間の実質的な衡平を図るといって特別受益制度の趣旨も考慮すると、これらは特別受益に該当すると解するのが相当である。」

⑪東京高裁平成一〇年六月二十九日判決<sup>14)</sup>（特別受益性・否定）

「右保険契約は、庄司が、『相続人』すなわち原告らを受取人として指定した『第三者のためにする契約』であるから、原告らは、庄司の死亡により、右契約に基づく保険金請求権を固有の権利として原始的に取得したものであり、右保険契約の締結は、文理上、民法一〇四四条が準用する同法九〇三条所定の遺贈又は婚姻、養子縁組のため若しくは生計の資本としての贈与に該当せず（傍点）筆者）、かつ、その保険金受取人に指定された原告らが、相続に関わりなく、保険金請

求権を取得することが、庄司の契約意思に合致するものと解される（庄司が右契約後、この保険金請求権を原告ら以外の者に取得させたいとの意思を有したとすれば、その旨の別段の意思表示をした上、保険金受取人をその者に変更する手続をすれば事足りたはずであるが、庄司は、このような手続をしていないし、また、右契約の解約手続もしていない。）から、原告らが受け取った右保険金は、特別受益財産にも当たらないものと解するのが相当である。」

本件は「遺留分減殺請求控訴事件」である。固有権説の立場から、保険金請求権は受取人たる相続人が原始取得したとして、遺留分へ準用される民法九〇三条所定の「遺贈又は婚姻、養子縁組のため若しくは生計の資本としての贈与」に該当しないと判示する。

⑫高松高裁平成一一年三月五日決定<sup>16)</sup>（特別受益性・否定、持戻し免除の意思表示肯定）

固有権説の立場をとり、「保険金は、相手方が保険金受取人としての地位に基づいて保険会社から受け取ったものであるから、これが、民法九〇三条一項所定の要件である『被相続人から』の『遺贈』ないし『贈与』に該当するとはいえない。」として、特別受益性を否定した上で、「また、被相続人が前示イの保険契約をしたのは、同人と相手方夫婦間に子供がなかったことから、被相続人死亡後の相手方の生活を支える糧とするためであったものと認められる。すなわち、被相続人は、夫としての立場に基づき、同人死亡後の妻の生活保障をすることを目的として、前示イの保険契約をしたものと認められる。以上に、前示イの保険金の額等の諸般の事情を考えあわせると、同保険金は特別受益に当たらないものというべきである。」としている。

本件の判断の特徴は、重ねて、特別受益財産性が肯定されたとしても、当該保険金には被相続人の持戻し免除の意思表示があるとしている点であろう。「被相続人は、相手方の生活保障をする趣旨で、前示イの保険契約をしたものといえるのであるから、被相続人は、相手方を保険金受取人とする保険契約を締結することにより、遺産に対する相手方の法定相

続分に加えて、さらに同保険契約による保険金をも相手方に取得させる意思を有していたことが明らかである。」と判示した。

⑬神戸家裁平成一一年四月三〇日審判<sup>(16)</sup>（特別受益性・原則肯定、個別否定）

「保険金請求権は、そもそも保険契約に基づき保険金受取人の固有財産として発生した財産権であるから民法九〇三条の特別受益とは性質を異にするものであるが、共同相続人間の実質的公平という観点から原則として同条の特別受益に準じて扱うべきものであると解される（傍点―筆者）。ところが、本件では相手方Tが受領した保険金額は三三〇万円余りであり、加えて同人は被相続人の配偶者として被相続人の死後自己の責任において葬儀等を執り行う立場にあるものであることを考慮すると、この程度の金額は被相続人の死後葬儀費用や当面のその他の諸雑費にあてるため相手方Tに取得させたと見ることがかえって公平に適するものと解される。」

生命保険金請求権について固有権説をとりつつ、共同相続人間の実質的公平の観点から、原則的にこれを特別受益に準じて扱うとする。その上で、金額の低さと葬儀等の出費を考慮することが、個別事例においては公平に適するとする。

⑭神戸家裁伊丹支部平成一五年八月八日審判（平成一六年最高裁決定の第一審）<sup>(17)</sup>（特別受益性・肯定）

「相手方が、被相続人らの死亡後、〇〇生命保険相互会社の養老保険（被保険者B分）五〇〇万二千四百六十五円、□□生命保険相互会社の養老保険七三万七千八百二十四円、I市農業協同組合の生命共済金二一九万四千七百六十八円の合計七九三万五千七百円を受け取ったことは、当事者間に争いが無い。したがって、七九三万五千七百円を相手方の特別受益と認めるのが相当である。」と判示し、さらに相手方の特別寄与分を八七〇万円と算定し、「そこで、分割対象である本件土地の相続開始時の価格七〇七万七千一〇〇円に、相手方の特別受益七九三万五千五百七十七円を加え、相手方の寄与分八七〇万円を引くと、みな

し相続財産は六三二万二五七円となる。」として、これを基礎に各相続人の具体的相続分を算定している。

生命保険金請求権が特別受益性を持つかについての理論的検証はなされず、特別受益と寄与分の具体的な算定に終始している。

⑮大阪高裁平成一六年五月一〇日決定（平成一六年最高裁決定の原審）<sup>18</sup>（特別受益性否定）

「しかしながら、死亡保険金（共済金）請求権は、指定された保険金（共済金）受取人が、被保険者（被共済者）死亡時に、自己の固有の権利として取得するのであって、保険（共済）契約者から承継取得するものではないし、保険（共済）契約者の払い込んだ保険料と等価の關係に立つものではなく、被保険者（被共済者）の稼働能力に代わる給付でもないのであって、死亡保険金（共済金）請求権が実質的に保険（共済）契約者又は被保険者（被共済者）の財産に属していたものとみることはできない（最高裁判所平成一四年一月五日判決・民集五六卷八号二〇六九頁参照）。

したがって、前記第1の5（1）ないし（3）の保険金（共済金）は、民法九〇三条一項所定の遺贈又は生計の資本としての贈与に該当するものと解することはできず、原審判の上記判断を是認することはできない。」と判示している。また、原審が認めた相手方の特別寄与についても、「相手方によるAの療養看護は、Aの財産の維持又は増加についての『特別の寄与』とまでは認めないのが相当である。」と判示した。

以上、平成一六年最高裁決定に至るまでの関連裁判例の流れを概観した。次に同決定後の関連裁判例の流れを検討する。

⑬平成一六年最高裁決定後の裁判例の分析

⑯東京高裁平成一七年一〇月二七日決定<sup>19</sup>（特段の事情肯定）

## 【事実の概要】

被相続人Aの相続人は子X（原告人）とYである。Aは妻Bを保険金受取人とする生命保険契約二口（各五〇〇〇万円）をC生命保険相互会社と締結していた。妻Bが先に死亡したので、受取人を原告人Xに変更した後、Aが死亡して相続が開始した。Xが遺産分割審判を申し立てたところ、原審は、Xが受領した保険金をXの特別受益と認め、被相続人Aの持戻し免除の意思表示を認めず、遺産を前部Yに取得させ、原告人Xに代償金を支払わせるという審判をなしたところから、Xが不当として抗告したものである。

## 【裁判理由】

「原告人は、被相続人が契約した〇〇生命保険（1）（2）（保険金額各五〇〇〇万円）につき受取人となることで、固有の権利として死亡保険金請求権を取得し保険金を受領したものであり、これは民法九〇三条一項に規定する遺贈又は贈与に当たらないと解されるが、『保険金受取人である相続人その他の共同相続人との間で生ずる不公平が民法九〇三条の趣旨に照らし到底是認することができないほどに著しいものであると評価すべき特段の事情が存する場合には、同条の類推適用により、当該死亡保険金請求権は特別受益に準じて持戻しの対象となると解するのが相当である。』（最高裁判成一六年一〇月二九日決定 民集五八巻七号一九七九頁）。本件においては、原告人が〇〇生命保険（1）（2）により受領した保険金額は合計一億〇一二九万円（一万円未満切捨）に及び、遺産の総額（相続開始時評価額一億〇一三四万円）に匹敵する巨額の利益を得ており、受取人の変更がなされた時期やその当時原告人が被相続人と同居しておらず、被相続人夫婦の扶養や療養介護を託するといった明確な意図のもとに上記変更がなされたと認めることも困難であることからすると、一件記録から認められる、それぞれが上記生命保険金とは別に各保険金額一〇〇〇万円の生命保険契約につき死亡保険金を受取人として受領したことやそれぞれの生活実態及び被相続人との関係の推移を総合考慮しても、上記特段の事情が存することが明らかというべきである。したがって、〇〇生命保険（1）（2）について原告人が受け取った死亡保険



金額の合計一億〇一二九万円（一万円未満切捨）は原告人の特別受益に準じて持戻しの対象となると解される。」

平成一六年最高裁決定の法理と考慮要素を適用して、特段の事情の有無を判断した最初の公判裁判例である。平成一六年最高裁決定の法理を引用しつつ、原告人が保険金を受領したことについて、「保険金受取人である相続人その他の共同相続人との間で生ずる不公平が民法九〇三条の趣旨に照らし到底是認することができないほどに著しいものであると評価すべき特段の事情」が存することが明らかであるとして持戻しの対象とした。本裁判例は、a受取人が受領した保険金額が遺産の総額に匹敵する巨額の利益であること、b受取人が被相続人と同居していなかったこと、c被相続人夫婦に扶養や療養介護委託の明確な意図が認められないこと、d他の共同相続人それぞれが受領した利益やそれぞれの生活実態及び被相続人との関係の推移を総合的に考慮した。

⑰名古屋高裁平成一八年三月二七日決定<sup>20</sup>（特段の事情肯定）

本裁判例と次の裁判例⑱はほぼ同時期に出された裁判例であるが、双方とも平成一六年最高裁決定が提示した「特段の事情の考慮要素」を具体的に適用し、しかもその結論を異にしたという意味で注目に値するものである。以下詳細に紹介する。

### 【事実の概要】

被相続人Dは、平成一四年五月三一日に死亡し、相続が開始した。Dの相続人は、平成一一年一月六日に婚姻した妻A（申立人）、被相続人の先妻との間に生まれた長女B（相手方）、長男C（相手方）であり、その法定相続分は申立人につき二分の一、相手方らについて各四分の一である。

遺産は、遺産目録記載の不動産、遺産分割の対象とする旨の合意がある保険金返戻金、及び、相手方Cが相続開始後受

領し、遺産の先取りと評価されて遺産分割の対象とすることが相当とされた返戻金があり、本件遺産分割の対象となる被相続人の遺産の相続開始時価額は合計八四二万四一八四円である。被相続人の相続開始時に存在した預貯金は、相続債務の返済のため全額解約済みであるから、遺産分割の対象とすることはできないとされている。妻Aは、死亡保険金等の合計五一五万八四六円を受け取った。

### 【裁判理由】

#### 「3 特別受益

特別受益についての判断は、原審判の「理由」欄の「第1」の「3」に説示のとおりである。ただし、次のとおり付加訂正する（以下は、本決定において示された「付加訂正」を、「現審判理由」の「示された個所」に筆者が付加・訂正を施したものである。）。

##### （1）申立人の特別受益

①申立人は、次の死亡保険金等の合計五一五万〇八四六円を受け取った。

ア 保険者を〇〇生命保険相互会社、保険契約者及び被保険者を被相続人、死亡保険金受取人を申立人とする終身保険特別保障型（契約締結日不明）の死亡保険金等三〇七二万六一九六円

なお、死亡保険金受取人については、平成一一年一月二六日に相手方Cから申立人への変更が請求され、その旨の変更がなされた。

イ 保険者を□□生命保険相互会社、保険契約者及び被保険者を被相続人、死亡保険金受取人を申立人とする保険（契約締結日平成三年八月一日）の死亡保険金三五万八四八八円

なお、死亡保険金受取人については、平成一一年一月二九日に相手方Cから申立人に変更された。

ウ 保険者を△△生命保険相互会社、保険契約者及び被保険者を被相続人、死亡保険金受取人を申立人とする保険（契約

締結日不明)の死亡保険金等五〇七万八二四六円

なお、死亡保険金受取人については、平成十一年一月二八日に相手方Cから申立人への変更が請求され、その旨の変更がなされた。

工 保険者を〇△生命保険相互会社、保険契約者及び被保険者を被相続人、死亡保険金受取人を申立人とする保険(契約締結日昭和六三年十一月一日)の死亡保険金等二二五万一五五六円

なお、死亡保険金受取人については、平成十一年一月ころに相手方Cから申立人への変更が請求され、その旨の変更がなされたものと推認される。

②保険契約に基づき相続人が取得した死亡保険金等は、民法九〇三条一項に規定する遺贈又は贈与に係る財産には当たらないと解するのが相当であるが、保険金受取人である相続人その他の相続人との間に生ずる不公平が民法九〇三条の趣旨に照らし到底是認することができないほどに著しいものであると評価すべき特段の事情が存する場合には、同条の類推適用により、当該死亡保険金等は特別受益に準じて持戻しの対象となると解するのが相当である(最高裁第二小法廷平成一六年一〇月二九日決定・裁判所時報一三七五号三頁以下参照)。

これを本件についてみると、死亡保険金等の合計額は五一五四万〇八六四円とかなり高額であること、この額は本件遺産の相続開始時の価額の約六一パーセント、遺産分割時の価額の約七七パーセントを占めること、被相続人と申立人との婚姻期間は三年五か月程度であることなどを総合的に考慮すると上記の特段の事情が存するものというべきであり、上記死亡保険金等は民法九〇三条の類推適用により持戻しの対象となると解するのが相当である。

なお、申立人は、仮に死亡保険金等を持戻しの対象とする場合であっても、平成十一年一月六日の婚姻以降は申立人がその収入を被相続人との生活費のために支出することにより、保険料を負担してきたのであるから、持戻しの対象となる金額を死亡保険金等の全額とするのではなく、払込期間に応じて減額すべきであると主張するが、被相続人は毎月

四二万五〇〇〇円程度の家賃収入を得ていたのであるから、申立人がその収入を被相続人との生活のために支出していたとしても、平成一一年一月六日の婚姻以降は申立人が保険料を負担してきたものであるとまでは評価できず、上記の申立人の主張は理由がない。

③したがって、申立人の特別受益の額は、五一五万〇八四六円となる。」

⑱大阪家裁堺支部平成一八年三月二二日審判<sup>⑳</sup>（特段の事情否定）

#### 【事実の概要】

被相続人Eは、平成一四年九月五日死亡した。被相続人は、昭和一〇年一〇月三日Fと婚姻し、Fとの間に、昭和一三年長女である相手方Cを、昭和一六年二女である相手方Dを、昭和二〇年長男である申立人Aを、昭和二四年二男である相手方Bをそれぞれもうけた。Fは、昭和六〇年一〇月一〇日死亡した。

被相続人Eは、その死亡当時、「本件各土地」（価額の合計額三九二万七〇〇〇円）、郵便定額貯金（合計額二八一万二〇〇〇円）及び銀行預金（合計額二七五万九三八九円）を有していた（総額六九六万三三八九円）。被相続人の共同相続人は、申立人A、相手方B、C及びDの四名であり、その法定相続分は各四分の一である。

被相続人は、その死亡当時、本件各簡易保険（いずれも被保険者は被相続人、保険金受取人は相手方Bである。）の契約者であり、相手方Bは、被相続人の死亡により死亡保険金請求権を取得し、死亡保険金合計四二八万九一三四円を受領した。申立人Aは相手方Bの取得した保険金が特別受益に当たる旨主張した。

#### 【裁判理由】

「申立人は、『相手方Bの受領した上記死亡保険金四二八万九一三四円は、相手方Bの特別受益に当たる。』旨主張する。しかしながら、簡易保険契約に基づき保険金受取人とされた相続人が取得する死亡保険金請求権又はこれを行行使して取得

した死亡保険金は、民法九〇三条一項に規定する遺贈又は贈与に係る財産に当たらないと解するのが相当であるし、相手方Bが受領した死亡保険金は合計四二八万九一三四円であるところ、これは被相続人の相続財産の額六九六万八三八九円の六パーセント余りにすぎないことや、後記第五の1(1)のとおり、相手方Bは、長年被相続人と生活を共にし、入通院時の世話をしていたことなどの事情にかんがみると、保険金受取人である相手方Bと他の相続人との間に生ずる不公平が民法九〇三条の趣旨に照らして到底は認ずることができないほどに著しいものであると評価すべき特段の事情が存在するとは認め難いから、同条の類推適用によって、相手方Bの受領した上記死亡保険金四二八万九一三四円を、特別受益に準じて持ち戻しの対象とすべきであるとはいえない(最高裁平成一六年一〇月二十九日決定・民集五八巻七号一九七九頁参照)。」

右に紹介したように、裁判例⑰と裁判例⑱は、平成一六年最高裁決定の提示した「特段の事情の考慮要素」を具体的に適用し、しかもその結論を異にした。裁判例⑰は、受領した死亡保険金等の総額が約五一五四万円と高額で相続開始時の遺産総額の六一パーセント(遺産分割時では七七パーセント)であり、この点右判例⑱に類似し、死亡保険金等の総額が七〇七万七〇〇円で遺産総額に占める割合が約一二パーセントと比較的低かった平成一六年最高裁決定とは異なっている。これとは逆に、対象裁判例⑱は、死亡保険金の合計額が約四三〇万円で相続財産合計額の六パーセント余りに過ぎないという点で平成一六年最高裁決定に近い。この点から見れば、特段の事情ありとして生命保険金(請求権)の持戻しを認めるか否かについて、上述した土屋氏の指摘のように、平成一六年最高裁決定の判断基準(i)及び(ii)(二五頁)が基本となっているように見える。五及び六で再度検討する。

注

- (1) 最(二小) 決平成一六年一〇月二九日家月五七卷四号四九頁。
- (2) 千藤洋三「生命保険金の特別受益性が否定された事例二件」民商法雑誌一二二卷六号九一二頁。
- (3) 土屋裕子「被相続人を保険金契約者及び被保険者とし共同相続人の一人又は一部の者を保険金受取人とする養老保険契約に基づく死亡保険金請求権と民法九〇三条」ジュリスト一二九〇号一一九頁。判例タイムズの本件判例紹介も同様に「総花的に諸事情を考慮するのではなく、保険金の額及びこの額と遺産の総額との比率を基本としてこれに諸事情を併せて考慮すると言ふことにならう。」と述べ、さらに「共同相続人間に看過し難い著しい不公平があるような限られた場合に」持戻が認められるという判断を示している(判例タイムズ一一七三号一〇〇頁)。
- (4) 新潟家審昭和三六年一二月二一日家月一四卷一〇号一三二頁。
- (5) 千藤洋三「生命保険金請求権の民法九〇三条の特別受益性について」法學論集(関西大学)四二卷三・四合併号八三九頁。
- (6) 広島高岡山支審昭和四八年一〇月三日家月二六卷三三三号四三頁。
- (7) 大阪家審昭和五一年一月二五日家月二九卷六号二七頁。
- (8) 大阪家審昭和五三年九月二六日家月三一卷六号三三三頁。
- (9) 東京家審昭和五五年二月二二日家月三二卷五号四六頁。
- (10) 東京高決昭和五五年九月一〇日判例タイムズ四二七号一五九頁。
- (11) 福島家審昭和五五年九月一六日家月三三卷一号七八頁。
- (12) 宇都宮家栃木支審平成二年一二月二五日家月四三卷八号六四頁。
- (13) 長野家審平成四年一月六日家月四六卷一号一八頁。
- (14) 東京高判平成一〇年六月二九日判例タイムズ一〇〇四号二二三頁。
- (15) 高松高決平成一一年三月五日家月五一卷八号四八頁。
- (16) 神戸家審平成一一年四月三〇日家月五一卷一〇号一三五頁。
- (17) 神戸家伊丹支審平成一五年八月八日金融・商事判例一二四一三三頁。

- (18) 大阪高決平成一六年五月一〇日家月五七卷四号五六頁。
- (19) 東京高決平成一七年一〇月二七日家月五八卷五号九四頁。
- (20) 名古屋高決平成一八年三月二七日家裁月報五八卷一〇号六六頁。
- (21) 大阪裁堺支審平成一八年三月二二日家裁月報五八卷一〇号八四頁。

#### 四 生命保険金請求権の特別受益財産性をめぐる学説

二で検討したように、学説上、生命保険金請求権又は死亡保険金を受取人の固有財産であり、遺産を構成しないという点では、その理由付けは別として異論を見ないが、それが民法九〇三条の特別受益性を有し、持戻しの対象となるか、さらに持戻しの対象となるとした場合にいかなる額が持戻されるべきかについては学説は分かれている。

##### (一) 肯定説

##### ① 民法学説

遠藤浩教授は、生命保険金はその受取人が固有の権利として取得することを前提として、これを遺留分減殺の対象としないとしながら、民法九〇三条の特別受益になると解する。「九〇三条という特別受益とは、九〇三条が相続人との間を不公平を解決しようとして設けられた制度であることを考えると、実質的な被相続人からの財産の移転（無償処分）があれば足りると考えられるからである。」とされる。この場合の特別受益とされる金額は「被保険者の死亡時における解約価額」である。遺留分減殺の対象とならない理由は生命保険請求権が固有権であることであり、民法九〇三条三項の適用はないと解されている<sup>(1)</sup>。

中川川泉『相続法』は、生命保険金請求権が特別受益及び遺留分減殺の対象となるとする。生命保険契約が実際には

積立預金としての性格をもっていることを理由とする<sup>(2)</sup>。平館久男調査官も、「相続人の一部が指定されて固有の権利として生命保険金を取得した場合を考えると民法九〇三条の特別受益になると解する。すなわち特別受益は相続人間の公平のための制度であり実質的に被相続人からの財産の移転（無償処分）があれば足りると考える。」と述べる。そして、この場合の持戻しの対象となるのは、保険料負担者である被相続人において、その死亡時まで支払った保険料額の保険料の全額に対する割合を保険金額に乗じて得た保険金額であるとする（いわゆる「保険金額の修正説」）。平館説では、遺留分減殺の対象とはならないとする（遠藤説と同旨）<sup>(3)</sup>。

特別受益性を肯定する見解が通説と思われるが、この論点において見解が一致しても、右に見たように、持戻しの対象が何か（保険料説、保険金額説、保険金額の修正説、解約価格説等が考えられる）、生命保険金請求権が遺留分減殺の領域においてその対象財産になるか、という関連する他の論点においては見解が分かれているのである。

## ② 保険法学説

前述したように（二参照）、大森教授は生命保険金請求権に関し、固有権説を採った上で、保険金請求権は持戻ないし遺留分の対象となり、相続債権者の責任財産となるとされる。契約者と受取人との実質関係においては、受取人指定行為には遺贈と同視すべき財産無償処分としての実質関係が認められる場合が多く、このような場合は契約者の死亡当時における解約価格に相当する金額を贈与又は遺贈とみなすことが可能であることを理由とする。解約価格説である<sup>(4)</sup>。

保険法學上有力説とされる対価説を採る山下友信教授は、前述のように（二参照）第三者の権利取得の実質的根拠を、対価関係という法律関係に求め、この生命保険契約における対価関係は贈与として捉えられ、解除条件付きで（指定変更権を留保、契約の解約の可能性）、生前贈与として保険契約者から保険金受取人への価値の移転があったと解している。このように、保険金請求権は保険金受取人が生前贈与の効果として取得するゆえに、保険契約者の相続財産に属さず、相



続債権者のための責任財産とはならないが、持戻ないし遺留分減殺の対象となると解する。贈与の対象は保険金請求権そのものであり、贈与として持戻ないし遺留分の算定に際して加えられるのは保険金請求権そのものであるが、この保険金請求権の評価が問題とされる。評価の基準時が問題となるが、保険事故発生時（相続開始時）では保険金額そのものであり、贈与時点（指定の時点）では算定不可能である。この場合は保険契約者の支払った保険料額を保険金請求権の価値とすることで満足せざるをえないが、持戻や遺留分の制度は、被相続人が生前に流出させた財産がたかとも相続財産に含まれているかのようにすることを目的とするものであるから、保険契約者が流出させた保険料の額さえ加算されればよいということでも正当化されると解している。保険料説である<sup>(5)</sup>。

同様に対価説を採る藤田友敬教授は、「対価関係が保険契約者と保険金受取人との間の実質的關係である以上、両者の（身分的・経済的）関係、問題となっている生命保険金の性質（商品の内容）等に従って対価関係の解釈が異なっても不思議ではない。指定の仕方や生命保険契約の種類に応じて、合理的に当事者が贈与の対象としたものを機能的に解釈すべきである。」と述べる。その上で、a当初は自己のためにする保険契約を保険契約者が締結した後、保険金受取人の指定を行った場合（債権譲渡型の対価関係）は、贈与の対象は保険金請求権（保険金額）、b死亡保障だけの定期保険契約や終身保険の場合は、要約者はいかなる意味においても保険契約の利益は享受しようがないため、保険料だけが保険契約者の財産から流出したのであり、贈与の対象は保険料額、c貯蓄部分の大きい保険契約で、撤回可能の指定が当初からなされていて生存保険と組み合わせられている場合は、貯蓄保険料部分が贈与の対象（この部分については一旦保険契約者の自由な処分権を留保したまま支払っているため、これを保険事故発生時に移転させる趣旨）となるとして、保険契約を類型化して、事案ごとに、それぞれが特別受益とされるとする。とりあえずここでは、対価関係・保険契約類型説と称することにしよう<sup>(6)</sup>。

この見解に対して、同じく対価説をとる山下教授は、「相続人間の利益調整がなされるべきことを論理的に説明するこ

とができるようになったが、他方で、特別受益の持戻しという問題は相続法というすぐれて家族的な具体的公平性が重視されるべき分野の問題であるから、過度に図式的な解決に走ることに問題がありそうである。」と批判的な立場をとり、「形式的に対価関係上贈与等の法律関係があるのかどうか、その額はどうかという基準を決めてそれを機械的に適用するのではなく、機能的に相続財産と同様の意味がある権利については法形式を問わず持戻しの制度を準用ないし類推し、持戻し額も事案ごとに相続人間の公平を考慮して決定するという方向がとられるべきではないか」と述べる<sup>70</sup>。

## (二) 原則肯定説

高木多喜男教授は、保険会社から給付され、保険料も保険会社に支払われるものであるから、生命保険金は厳密には持戻ではなく、持戻制度の「借用」というべきであるとしながら、「保険金額が無償で受取人に与えられている一種の生前贈与」であることを根拠とする。その上で、常に持戻の対象とすることは必ずしも妥当でないと述べる。すなわち、被相続人が特定の者を保険金受領者として指定している意思表示の問題であり、被相続人が、自己の死後の遺族に対する生活保障としての意図を持って、生命保険契約を締結し、特定の者を受取人と指定するような場合には、生命保険金を先取分としての扱いをすることが妥当であり、持戻の操作をすることは妥当でないとする。ただ、被相続人の意思が明示されることはあまりないと思われるので、結局、法律行為解釈の問題であり、「保険金受取人である相続人の身分がどうかであるか、すなわち被相続人の死後、生活保障を必要とする配偶者かどうか、幼い子供かどうか、他の相続人はどうか、保険金額の大きさ、他の相続財産の額との比較といったいろいろな事情を考慮して、先取分として取り扱うのが妥当と考えられる場合には、被相続人の意思表示として、先取分と解釈し、持戻させることなく、法定相続分と別枠に帰属させるのが妥当であり、逆に、たとえば受取人が既に成年に達し、収入も多く、かなりの財産を有しているとか、或いは、保険金の金額が相続財産の金額に比して、非常に大きいとかいった場合には、先取分として扱うことは不公平であり、相続人間の平

等の見地から、持戻すべきである。要するに、一律に保険金額を持戻するのではなく、いろいろな状況を考慮して、処置するのが、むしろ共同相続人間の公平を実現しうるものと思われる。」と説く<sup>(8)</sup>。

### (三)否定説

千藤洋三教授は、旧説（注8参照）から特別受益性原則否定説へと自説を変更する。当時増加しつつあった否定判例の分析を行い、「(否定判例が)特別受益性を否定する場合に、個々の具体的内容を検討した上で総合的評価を加えて判断するという方法は、やはり恣意的な傾向に陥る危険性を孕んでいると批判される余地がある。とりわけ、保険法学説から、保険契約者と保険金受取人との間の対価関係を根拠に、特別受益性を肯定する意見が強く出されているだけに（前述の山下説や藤田説―筆者注）、理論的な対応が迫られているのである。」とする。その上で、「被相続人が数人の相続人のうちある特定の相続人を受取人に指定していることの意味重視をさらに強調し（この意味で、たんに「相続人」としていた場合とは区別する）、原則として特別受益性は否定されるべきで、共同相続人間の公平さを極めて損なうという例外的な場合にあつてはじめて、特別受益に準じて処理するという考え方がベターではないかと思つている。」とする<sup>(9)</sup>。原則否定説の立場である。伊藤昌司教授は、固有権説が生命保険金請求権を受取人の固有権としながら、特別受益性を肯定し、持戻しの対象とすることは論理的に矛盾するとしてこれを否定し、生命保険金請求権又は死亡保険金の取得は、民法九〇六条の「一切の事情」として遺産分割方法に影響する要素ないし具体的相続分を調整的に修正する要素とする。遺留分減殺の対象となるかについては、遺留分算定の基礎財産に合算すれば遺留分の額は増加するが、減殺の対象にしないなら遺留分は絵に描いた餅になり、合算し減殺の対象とすれば極端すぎる解釈となるとして、取得した生命保険金は遺留分侵害の有無の判断においてのみ考慮し、減殺可能額からそれらの利益を差し引くという便宜的処理を提唱する<sup>(10)</sup>。否定説を採つた上で、柔軟な別様の処理を意図する説である。

注

- (1) 遠藤浩「相続財産の範囲」『家族法体系Ⅳ 相続(1)』(有斐閣一九六〇)一七九頁—一八〇頁。
- (2) 中川＝泉・前掲書二二—二二二頁。
- (3) 平舘久男「生命保険金」(小山昇・山島正男・小石寿男・日野原昌編『遺産分割の研究』(判例タイムズ社一九七三)三四八頁。
- (4) 大森、前掲五九—六〇頁。
- (5) 山下友信、前掲五七七—五八〇頁。同『保険法』(有斐閣二〇〇五)五一—五三頁は、「近時の保険法学説では、ドイツ法上の理論を参考として、この問題を、第三者のためにする契約における対価関係に」着目することにより図るべきであると見る見解が有力である。」と述べる。
- (6) 藤田友敬「保険金受取人の法的地位(二)——保険契約者の債権者との利害関係調整を中心として——」法学協会雑誌一〇九卷六号一〇五八—一〇六一頁。
- (7) 山下、前掲書五一—五頁。
- (8) 高木多喜男「相続の平等と持戻制度——生命保険金と死亡退職金の場合——」(加藤一郎先生古希記念『現代社会と民法学の動向 下』(有斐閣一九九二)四四四—四四九頁。辻朗「生命保険金請求権の特別受益性」判例タイムズ一〇二四号九一頁、松原正明「生命保険金・死亡退職金・遺族給付」『現代裁判法大系⑩』(新日本法規一九九八)一四—一四二頁、二宮周平『家族法 第二版』(新世社二〇〇五)三四五頁も同旨と思われる。千藤洋三「生命保険金請求権の民法九〇三条の特別受益性について」『法學論集』(関西大学)四二卷三・四合併号三三七—三四一頁。なお、持戻額については、保険金額の修正説を採用している(千藤旧説)。
- (9) 千藤洋三「生命保険金の特別受益性が否定された事例二件」『民商法雑誌』二二卷六号九一—九四頁。
- (10) 伊藤昌司「相続法」(有斐閣二〇〇二)二八六—二八七頁、三八三—三八四頁。西理「遺産分割理論の再構成(試論)」家月四一巻一〇号九〇頁も、生命保険金は、まさに民法九〇六条の「一切の事情」の一要素として考慮されるべきことになるし、又それにとどまるとする。

## 五 平成一六年最高裁決定とその射程距離

(一) 千藤教授は、平成一一年の二裁判例（本稿の裁判例⑫及び⑬）を紹介する中で、「以上、今回の二つの裁判例のいずれも、保険金請求権の相続財産性・特別受益性の双方を否定しており、近時の多数裁判例に厚みを増すこととなった。」と述べる<sup>①</sup>。裁判例の流れを概観すると、裁判例②、④、⑧、⑨、⑩、⑬、⑭は特別受益性肯定例である（しかし、⑤及び⑬は、特別受益性を原則的に肯定しながら、当該事案の個別事情を勘案することにより特別受益性を否定した例である。）、③、⑥、⑦、⑪、⑫、⑮は否定例である。したがって平成一六年最高裁決定が出るまで、必ずしも否定例が肯定例を凌駕したと言えるような状況ではなかった。ただ、平成一〇年以降（裁判例⑪以降）、平成一六年決定に至るまでの期間は、五件（裁判例⑬は当該事案の個別事情を勘案することにより特別受益性を否定した例であるので、完全な肯定例ではない。）中、肯定例は裁判例⑭の一件にすぎず、しかも裁判例⑭は平成一六年決定の第一審であり、同決定の原審である裁判例⑮によつて取消されたものである。このようにみた場合、平成一〇年以降、下級審では生命保険金請求権の特別受益性を否定する裁判例が集積しつづあつたと評することができ、この流れを踏まえて、最高裁が特別受益性否定の判断を示したといえる。

(二) 平成一六年最高裁決定とその後の裁判例（⑯⑰⑱）によつて、何が明らかになつたであろうか。

第一に、「保険金の額」及び「保険金額の遺産総額に対する比率」が、平成一六年最高裁決定によつて示された「特段の事情」判断の基本的な考慮要素として、重要性を持つということである<sup>②</sup>。ただ他の考慮要素に対してどの程度優越して考慮されるかについては、現時点では不明である。この点について、平成一六年最高裁決定後の三裁判例によつて明らかになつたとは言えない。三裁判例には生命保険金取得額及び保険金額の遺産総額に対する比率に差がありすぎて、「判断が分かれそうなボーダーラインを示すような事案ではない」<sup>③</sup>からである。

第二に、「一 はじめに」で提示した論点④「持戻し対象額」についてはどうか。平成一六年最高裁決定が「保険金の額」を考慮要素としていることから、保険金の額を基本として考えるのが本決定の趣旨になじむとする見解が表明されていたが<sup>4)</sup>、裁判例⑰は、死亡保険金額等を持戻しの対象とした（この点判例⑱も同様である）。加えて、裁判例⑰は、申立人が平成一一年一月六日の婚姻以降は申立人の収入を被相続人との生活費のために支出することにより、保険料を負担してきたとして、持戻しの対象となる金額を死亡保険金等の全額とするのではなく、払込期間に応じて減額すべきであると主張したのに対し、「申立人がその収入を被相続人との生活のために支出していたとしても、平成一一年一月六日の婚姻以降は申立人が保険料を負担してきたものであるとまでは評価できず、上記の申立人の主張は理由がない。」としてこれを斥けていることから、同裁判例は、死亡保険金額に支払われた保険料総額に対する被相続人が支払った保険料額の割合を乗じて得られた保険金額、すなわち「保険金額の修正説」の立場をとるものと解される<sup>5)</sup>。ゆえに、平成一六年最高裁決定の法理を前提とすれば、持戻し額については、「保険金額説」ないし「保険金額の修正説」の立場がなじむと解したものと思われる<sup>6)</sup>。しかし、持戻し額について、解約価額説や保険料説をとる余地がないか、これは「特段の事情」の判断の仕方とも関わると思われるが、少し慎重に検討する必要がある。「六 むすび」で再度検討する。

第三に、裁判例⑰は、「被相続人と申立人との婚姻期間」が三年五か月程度と比較的短期間であることも「特段の事情」判断の際、総合的に考慮要素となり得るとして、婚姻期間の長短も考慮要素になりうることを明らかにしている。この点については、「契約によって生じる生命保険金については必ずしも形式的な判断をしないで、婚姻期間の長短、換言すれば保険金契約者（被相続人）の財産形成に対する保険金受取人の貢献という視点から調整することもあってよいだろう。」と判例法理の『特段の事情』の考慮について、その柔軟性を評価する見解が示されているが<sup>7)</sup>、この見解に対しては「被相続人の財産形成及び維持に対する相続人のプラス・マイナスの寄与と死亡保険金及びその請求権それ自体とは次元を異にするのであり、仮に、結果として算出される具体的相続分が妥当なものであったとしても、その数値的結果を正当化する

る解釈が構築可能かは、法定相続分（民法九〇〇条）及び寄与分の規定（民法九〇四条の二）からみて疑わしい。」とする批判がある<sup>(8)</sup>。

第四に、裁判例<sup>(9)</sup>は、特段の事情の有無判断に際して、「保険金額」と「保険金額の遺産総額に対する比率」に加え、保険金受取人が「長年被相続人と生活を共にし、入院時の世話をしていたことなどの事情」を考慮要素としている。しかしながら他方で、同裁判例は寄与分の判断に際しては、このような世話等を「これは同居している親族の相互扶助の範囲を超えるものであるとはいえない以上、・・・これをもって、相手方Bに被相続人の財産の維持につき特別の寄与があったとみることはできない。」として、寄与分の申立を却下している。すなわち、裁判例<sup>(9)</sup>は民法九〇四条の二の寄与分に当たらない程度の保険金受取人の寄与であつても特段の事情の有無判断の考慮要素にはなり得ることを明らかにしたものである。平成一六年最高裁決定が提示した前記考慮要素（iii）「同居の有無、被相続人の介護等に対する貢献の度合いなどの保険金受取人である相続人及び他の共同相続人と被相続人との関係」に依拠しているものであろう。

民法九〇四条の二の寄与分に当たらない程度の相続人の寄与を、このような形で生命保険金請求権の特別受益性判断の考慮要素とすることについては、少し慎重に考察する必要があると思う。思うに、平成一六年最高裁決定が提示した「考慮要素」は、基本的に「保険金受取人である相続人とその他の共同相続人との間に生ずる不公平が民法九〇三条の趣旨に照らし到底は認ることができないほどに著しいものであると評価すべき特段の事情」（平成一六年最高裁決定）の存在を基礎付けるための考慮要素である。この論理構造からすれば、生命保険金請求権は本来受取人の固有財産であり、特別受益として持戻しの対象とならないというのが原則である。そこで、例えば、共同相続人の中に、民法九〇四条の二の寄与分には当たらないとしても、被相続人と同居し相当程度の寄与をした者が居たにも関わらず、被相続人が、その者を差し置いて、別に同居や寄与と無関係の相続人を生命保険金受取人に指定したような事案を想定してみよう。この事案において、当該受取人にそのような保険金を受け取るべき特別の理由が他にないという場合は、平成一六年最高裁決定の（i）

及び(ii)の考慮要素に加え、同居共同相続人の被相続人に対して実行した寄与を(iii)の要素との関連で考慮して、生命保険金請求権又は死亡保険金を持戻しの対象とすべき特段の事情ありと判断できる場合がある。裁判例⑯は、保険金受取人が被相続人と同居していなかったことを、保険金を持戻させるための「特段の事情」の考慮要素の一つにしている。これは右の意味で理解できるところである。しかし、裁判例⑱は、保険金受取人たる相続人の受領した死亡保険金約四三〇万円を遺産に持戻すことなく、その手元に留保せしめるべく、「保険金の額」及び「保険金額の遺産総額に対する比率」の低さに加え、保険金受領者の上記程度の寄与を考慮しているのである。原則と例外の取り違えではなからうか。

以上、平成一六年最高裁決定は、「死亡保険金請求権又はこれを行使することによって取得した死亡保険金は、民法九〇三条一項に規定する遺贈又は贈与に係る財産には当たらない」という原則と、「保険金受取人である相続人とその他の共同相続人との間に生ずる不公平が民法九〇三条の趣旨に照らし到底是認することができないほどに著しいものである」と評価すべき特段の事情が存在する場合には、同条の類推適用により、当該死亡保険金請求権は特別受益に準じて持戻しの対象となると解するのが相当である。」という例外を提示し、さらに例外の適用のための「考慮要素」をも示したのであるが、本決定をその後の下級審裁判例⑳㉑㉒の分析と重ねて検証した場合、現時点においては、生命保険金請求権又は死亡保険金が、民法九〇三条の類推適用によって、特別受益に準じて相続財産に持ち戻されるための基準が格段に明らかになったとは言えない状況にある。この点については、「六 むすび」で再度検討することにした。

## 注

- (1) 千藤洋三、前掲「生命保険金の特別受益性が否定された事例二件」九一四頁。
- (2) 土屋裕子、前掲一一九頁。
- (3) 本山敦「生命保険金と特別受益―東京高決平成一七年一〇月二七日家月五八巻五号九四頁ほか―」月報司法書士四一七号四七頁。



- (4) 土屋裕子、前掲一一九頁。
- (5) 緒方直人、前掲七六四頁。
- (6) 土屋裕子、前掲一一九頁。
- (7) 本山敦、前掲四六一四七頁。
- (8) 中川忠晃「民法九〇三条の類推適用による死亡保険金の持戻しの可否」判例タイムズ二三四号六四頁。

## 六　むすび

平成一六年最高裁決定の趣旨は、私見によれば、特別受益性否定説を原則として採用することにより、「特段の事情」が無ければ生命保険金請求権又は死亡保険金の持戻しを否定して、比較的画一的な処理を可能にしようというものであったと考える。前述したように、平成一〇年以降集積しつつあった特別受益性否定判例の流れを踏まえた判例法理である。例外として九〇三条の類推適用を許すのは、「特段の事情」が存する場合であるが、その特段の事情とは、「保・金・受・取人である相続人とその他の共同相続人との間に生ずる不公平が民法九〇三条の趣旨に照らし到底是認することができないほどに著しいものであると評価すべき特段の事情」なのである。

しかし、平成一六年最高裁決定以前に、原則肯定説の立場に立ちつつ、諸般の事情を考慮して、特別受益として持戻させることが共同相続人間の公平を欠くに至る場合に、特別受益性を否定するという柔軟な処理を意図した「原則肯定説」が裁判例や学説の中に有力に存在した<sup>2)</sup>。前述したところであるが、この論理を逆転させ、原則として特別受益性を否定することによって、死亡保険金請求権が遺贈又は贈与（もしくはそれに準ずるもの）に当たらないとした最高裁平成一四年一月五日決定<sup>2)</sup>との整合性を図りながら、一律に持戻しを肯定・否定するのではなく事情に応じて持戻しの適

否を判断する近時の審判例や学説を踏まえたものと位置づけて、この判例法理に基づき、「特段の事情」が認められる可能性が指摘されていた<sup>(3)</sup>。

平成一六年最高裁決定後の裁判例の分析からは、今後、下級審がどちらの方向を志向するかを予測することは困難であり、かつ時期尚早である。今後の判例の集積を待つほかないが、私見としては、柔軟な対処という方向へ進むことには賛成しがたい。民法九〇三条は具体的相続分を確定するための条文であり、これを類推適用して、生命保険金請求権又は死亡保険金を特別受益として相続財産に持戻す場合、民法九〇三条は民法一〇四四条によって遺留分に準用されているから、これは遺留分減殺の対象となるはずである。しかし、前述したように、遠藤教授は特別受益性は肯定しても、生命保険金請求権又は死亡保険金については遺留分減殺の対象とはならないとする<sup>(4)</sup>。特別受益性肯定説は、このように生命保険金請求権又は死亡保険金を遺留分減殺の対象とする説と遺留分の対象とはしない説に分かれている<sup>(5)</sup>。しかしながらこのように、民法九〇三条の類推適用を認めても、遺留分減殺の対象とはしないという解釈論には疑問がある<sup>(6)</sup>。

判例はどうか。右最高裁平成一四年一月五日判決は遺留分に関する判例であり、生命保険金請求権が受取人の固有権であることを根拠に、「自己を被保険者とする生命保険契約の契約者が死亡保険金の受取人を変更する行為は、民法一〇三一条に規定する遺贈又は贈与に当たるものではなく、これに準ずるものということもできないと解するのが相当である。」と判示した<sup>(7)</sup>。これは、「保険料と保険期間内の被保険者の死亡を停止条件とする死亡保険金請求権とは対価関係」にあるとして、「第三者を保険金受取人に指定、変更する行為は、民法一〇二九条及び一〇三〇条所定の贈与ないしこれと同視すべき無償処分に当たると主張した上告理由を否定したものである。本件事は、自己を被保険者とする生命保険契約の契約者が死亡保険金の受取人を相続人以外の者に変更した場合の先例であり、したがって、自己を被保険者とする生命保険契約の契約者が死亡保険金の受取人を契約者の共同相続人の一人に変更した場合に、民法九〇三条が同一〇四四条で遺留分に準用されることから、その死亡保険金請求権が遺留分減殺請求の対象とされる特別受益に該当するか否かの

論点については、その射程が及ばないと解される<sup>(8)</sup>。下級審では、前掲裁判例⑥（二八頁参照）と⑪（三〇—三二頁参照）がこの点に触れている。裁判例⑥は、生命保険請求権が特別受益に当たらないとする理由付けとしてではあるが、「保険金が遺留分算定の基礎に算入されるながらも減殺請求の対象にならないもの」と解され（上記保険契約は被相続人と保険会社との間の契約であり、減殺によりこれを失効させたとしても、生命保険金が相続財産に、又は減殺請求権者に帰属することにはならない）、その結果、他に贈与又は遺贈がないとき、遺留分侵害を受けながら減殺請求ができない場合が生ずることなどの諸点に照らすと、生命保険金請求権の取得が遺贈に類似した側面があるにしても、これを特別受益に当たるとする見解を採用することはできない。」と、生命保険金請求権を遺留分算定の基礎に参入した場合発生する問題点を指摘して、生命保険金請求権の特別受益性を否定する。減殺の対象とした場合生じる手続上の問題にも言及している。裁判例⑪も、保険金請求権について、文理上、民法一〇四四条が準用する同法九〇三条所定の遺贈又は婚姻、養子縁組のため若しくは生計の資本としての贈与に該当しないと解している。これら裁判例には、民法九〇三条の「特別受益」と解された財産については、それが民法一〇四四条で準用され（したがって、民法一〇三〇条の適用がない結果、相続開始一年前の制限がない）、すべて遺留分算定の基礎財産とされるという論理的前提があり、生命保険請求権については民法九〇三条の特別受益性を否定することにより、そこから生じる問題を回避するという選択をしているようにみえる。

以上の検討を踏まえると、平成一六年最高裁決定の原則と例外については、これを厳格に適用し、「特段の事情」を緩やかに解釈することは厳に慎むべきであると考ええる。その上で「特段の事情」ありとして民法九〇三条の類推適用を行い、生命保険金請求権又は死亡保険金を相続財産に持戻すことを認めた場合には、持戻されたものは、遺留分算定の基礎財産に参入されるだけでなく、遺留分減殺請求の対象財産とすべきであろう。平成一六年最高裁決定の特段の事情を柔軟に解釈する見解は、遺留分との関係をどのように見ているのであろうか。

保険法学からの本論点への鋭い指摘については前述したところである。保険法学説にも見解に相異があるが、対価説の

立場から、山下教授は生命保険契約における対価關係を贈与として捉え、保険金請求権は保険金受取人が生前贈与の効果として取得するゆえに、保険契約者の相続財産に属さず、相続債権者のための責任財産とはならないが、持戻ないし遺留分減殺の対象となると解する。持戻や遺留分の制度は、被相続人が生前に流出させた財産があたかも相続財産に含まれているかのようにすることを目的とするものであるから、保険契約者が流出させた保険料の額さえ加算されればよいとする。対価説のなかでも、山下説と藤田説では論理構成上重要な差異があるが、両者とも基本的には保険契約者が流出させた保険料の額が贈与の額とされ、持戻し又は遺留分減殺の対象となる点では共通している<sup>90</sup>。

そこで、この主張と平成一六年最高裁決定の立場を重ね合わせてみよう。対価説はその対価關係の理解から、生命保険金請求権又は死亡保険金は本来的に民法九〇三条に基づき特別受益として持戻され、かつ遺留分減殺請求に服すると解するのであるが、持戻しの対象が保険料額であるため、通常それほど高額とならず、持戻されても具体的相続分に大きな影響を与えないし、遺留分を侵害するという結果も一般的には生じない。保険料額が極めて高額であり、それだけの財産を相続財産から流出させたと評価される場合は、それが特別受益として持戻され遺留分減殺に服することは当然であろう。平成一六年最高裁決定の立場からは、原則として生命保険金請求権又は死亡保険金は民法九〇三条の類推適用を受けないが、「特段の事情」が存する場合は、民法九〇三条の類推適用を受け、持戻される。特段の事情の有無を判断するに際しては、「保険金の額」、「この額の遺産の総額に対する比率」が基本的な考慮要素とされるが、持戻しの対象となるのは、被相続人（保険契約者）が流出させた保険料の額であると解すべきであろう。裁判例<sup>⑰</sup>（<sup>⑱</sup>も同様）は、平成一六年最高裁決定を踏まえると、持戻し額は保険金額ないし修正された保険金額となると考えているようであるが、この点再検討の余地がある。逆説的表現をすることを許されるなら、保険料の額が持戻されて具体的相続分に大きな影響を及ぼし、または遺留分を侵害するような結果を生じる場合が、多くは「特段の事情」があると判断されるような事案であると言えるのではないだろうか。

それはともかく、保険法学説は、生命保険金請求権が民法九〇三条の特別受益性を肯定されること、それを前提に遺留分減殺に服することを論理的前提としつつ、持戻し額、従つて減殺対象額について理論的に詰めてきたように思われるのである。平成一六年最高裁決定はこれとは逆に生命保険金請求権の特別受益性を原則的に否定するという立場をとつたのである。そうであるなら、この原則と例外の厳格な適用が心がけられるべきであろう。そして、例外が適用され、生命保険金請求権又は死亡保険金について、その特別受益としての持戻し、又は遺留分減殺が問題とされる場合、その対象は、保険法学説の成果である「保険料」であると解すべきである。

それでは生命保険金請求権又は死亡保険金それ自体はどのように扱われるか。これはすでに伊藤教授や西裁判官が指摘するように、民法九〇六条の「その他一切の事情」として遺産分割方法に影響する要素ないし具体的相続分を調整的に修正する要素とすることになる、そのような処理で足りると考える<sup>(10)</sup>。

注

(1) 裁判例⑤大阪家審昭和五三年九月二六日家月三一巻六号三三頁。裁判例⑬神戸家審平成一一年四月三〇日家月五一巻一〇号一三三五頁。高木多喜男、前掲。辻朗、前掲。松原正明、前掲。二宮周平、前掲。千藤洋三(旧説)、前掲。

(2) 最(一小)判平成一四年一月五日民集五六巻八号二〇六九頁。

(3) 前田陽一「被相続人を保険契約者および被保険者とし共同相続人を保険金受取人とする死亡保険金請求権と民法九〇三条 最二決平成一六・一〇・二九(民集五八巻七号一九七九頁)」。NBL八〇九号六五頁。本山敦、前掲四六一四七頁も柔軟処理を肯定する見解である。

(4) 遠藤浩、前掲一八〇頁。

(5) 本稿四(一)参照。

(6) 伊藤昌司・前掲書三八四頁。伊藤昌司教授は、遺留分減殺の対象にはしないが、遺留分算定の基礎財産にはこれらを合算するとい

うのであれば、遺留分権は絵に描いた餅になると述べ、遺留分侵害の有無の判断においてのみ考慮し、減殺可能額からそれらの利益を差し引く便宜的処理を提唱している。

(7) 前掲注(2)

(8) 中村也寸志「自己を被保険者とする生命保険契約の契約者が死亡保険金の受取人を変更する行為はと民法一〇三一条に規定する遺贈又は贈与」法曹時報五六卷四号一〇六二—一〇六三頁。

(9) 山下友信・前掲五七七—五八〇頁。同・前掲書五一—三頁。藤田友敬・前掲一〇五八—一〇六一頁。

(10) 伊藤昌司・前掲書二八六—二八七頁。西理・前掲九〇頁。